

福祉手当には次のような手当があります

【児童扶養手当】①・②

離婚や死亡などの理由による、ひとり親世帯を支援する制度です。子どもを監護している父母または、父母に代わって子どもを養育している人が対象です。

【特別児童扶養手当】③・④

在宅で生活し、特別な介護が必要な障害のある子どもを養育している保護者を支援する制度です。
また、20歳未満の子どもを養育している父母に代わって養育している人も対象になります。

【特別障害者手当】⑤

重度の障害がある20歳以上の人で、日常生活でも特別な介護が必要な人に手当が支給される制度です。

【障害児福祉手当】⑥

重度の障害がある20歳未満の人で、日常生活でも特別な介護が必要な人に手当が支給される制度です。

☎①～②福祉課 児童福祉係 ☎282-1346
☎③～⑦福祉課 社会福祉係 ☎282-1342

【福祉手当（経過措置分）】⑦

昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人に手当が支給される制度です。

【手当支給額】

①児童扶養手当（全部支給）	41,140円
②児童扶養手当（一部支給）	9,710円～41,130円
③特別児童扶養手当（1級）	50,050円
④特別児童扶養手当（2級）	33,330円
⑤特別障害者手当	26,080円
⑥障害児福祉手当	14,180円
⑦福祉手当（経過措置分）	14,180円

手当の申請を希望される場合はご相談ください。

軽自動車税の手続きは3月31日までです

☎税務課 課税係 ☎282-1114

軽自動車税は毎年、4月1日現在の所有者や使用者に対して課税されます。軽自動車税の対象車両には、原動機付自転車、軽四輪や小型二輪などがあります。

そのため、

- ①車両を所有や使用していない
- ②車両を他人に譲った
- ③車両を紛失した
- ④車両が盗難にあった
- ⑤住民票と車検証の住所が違う



上記の①～⑤に該当する場合は、3月31日までに各窓口で廃車や住所変更の手続きを済ませてください。
手続きをしない場合、新たに軽自動車税が課せられます。

【車両別の窓口機関】

※車両に応じて手続き先が違います。事前に必要な種類などをご確認ください。

◆役場税務課が窓口の車両

☎282-1114

- ・原動機付自転車（50～125cc以下）
- ・三輪以上（50cc以下）
- ・小型特殊（農耕用）

◆県軽自動車協会が窓口の車両

☎369-7920

- ・軽二輪（250cc未満）
- ・軽三輪（50cc以下）
- ・軽四輪（660cc以下）

◆九州運輸局熊本陸運支局が窓口の車両

☎050-5540-2086

- ・小型二輪（250cc以上）

インターネットを始めてみませんか？

☎総務課 電算係 ☎282-1394



インターネットの普及を目的に、初心者・中級者向けのパソコン教室を行います。今回の教室では、インターネット初心者向けのインターネットの使い方や、インターネットオークションについて2日間の講座で学べます。この機会に、インターネットを始めてみませんか。

◆期 日 3月11日（月）・12日（火）

◆場 所 カルチャーセンターコンピューター室

◆コース ①インターネット初心者コース

②インターネットオークションコース

◆内容・時間

①初心者コース（13時30分～15時30分）

- ・インターネットの概要
- ・インターネットの閲覧（地図、動画、SNS等）
- ・受講者が重点的に希望する内容
- ・インターネットの注意点

②オークションコース（19時30分～21時30分）

- ・インターネットオークションの概要
- ・ヤフーオークションID作成の方法（メールアドレスをもっている人）
- ・落札から商品到着までの流れについて
- ・出品について
- ・インターネットオークションでの注意事項（詐欺やトラブル対策）

◆定 員 各コース10人

◆参加料 無料（参加者はパソコンを持参）

◆申込方法 総務課電算係まで電話申込（先着順）

就学援助制度のお知らせ

☎学校教育課 ☎282-0888

◆申請方法

4月からの援助を希望する場合は、通学している学校または教育委員会に準備してある申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて通学する学校へ提出してください。

◆年度途中からの申請

年度途中からも受け付けていますが、援助の対象となるのは申請月の翌月からとなります。

◆提出期限 3月7日（金）（学校へ提出）

※新入学児童の場合は、小学校入学式の日まで



◆対象者

生活保護を受けている人（要保護）および、それに準ずる程度に生活困難と認められた人（準要保護）

◆援助の内容

学用品費、給食費、修学旅行費、医療費（学校医検診で治療の指示があったもの）など